

岩見沢市の概要

◆ 位置と地勢



位 置		広 が り		面 積
経度 (東経)	緯度 (北緯)	東 西	南 北	
141° 46′	43° 11′	東 西	36.23 km	481.02 km ²
		南 北	29.12 km	
		周 囲	139.17 km	

岩見沢市は北海道の中西部に位置し、東は夕張山地を挟んで夕張市に、西は石狩川を隔てて江別市及び新篠津村、月形町に、北は美唄市及び三笠市に、南は栗山町及び長沼町、南幌町に接しています。

西部には石狩川流域低地である平野が広がり、東部には夕張山地を形成する低山性の山々が連なっています。また、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流しています。

◆ 市の概要・施策

岩見沢市は北海道有数の稲作地帯として発展し、水稻、小麦、玉ねぎなどが基幹作物となっています。市内にはバラ園、ワイナリー、遊園地、果樹園、歴史遺産等、多くの地域資源があり、田園風景、広大な農地等、非常に価値の高い資源が点在しています。こうした地域資源や、「いわみざわ百餅まつり」「彩花まつり」をはじめスポーツや音楽に関するイベントが開催されることで交流人口増に大きく寄与しています。地理的にも札幌から旭川や富良野といった有名観光地の間にあり、高速道路や鉄道により短時間で往来が可能です。

市民生活においては、住みよいまちにするべく、地域除排雪や自立・就労の支援を、また子育て世代に対しては各種助成のほか、こども・子育てひろば「えみふる」を拠点に、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施しています。教育行政においては、「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」に向け、「教育はまちづくりである」という理念を実現すべく「岩見沢に住みたい」と誰もが思えるような施策の実施を目指しています。

I 教育行財政

1. 教育委員会

(1) 教育委員会制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。改正の主な点は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すること、首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を置くこと、また、教育に関する大綱を策定することなどがあげられます。

当市では、平成 28 年 11 月 21 日に新教育長が任命されたことに伴い、新制度に移行しました。

(2) 教育委員会の概要

教育委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置された合議制の執行機関です。

岩見沢市の教育委員会は、教育長及び 4 人の教育委員により組織されており、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、学校教育や社会教育に関する事務を一体的に行っています。

教育長及び教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して深い識見を持つ人の中から、市長が議会の同意を得て任命します。教育長の任期は 3 年、教育委員の任期は 4 年です。

教育委員会の会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第 3 水曜日、臨時会は必要に応じて開かれます。会議では、教育行政のあり方、教育関係の各種審議会等の委員の委嘱、各種規則等の制定などが話し合われます。

(3) 現在の教育長及び教育委員（令和 5 年 4 月 1 日現在）



教育長
吉 永 洋



委員
杉 野 幹 夫
(教育長職務代理者)



委員
菊 池 亜 希



委員
遠 藤 か ず み



委員
南 部 博 明

役 職 名	氏 名	委 員 就 任 年 月 日	教 育 長 職 務 代 理 者 就 任 年 月 日
教 育 長	よし なが ひろし 吉 永 洋	令和 4 年 11 月 21 日	—
委 員	すぎ の みき お 夫 杉 野 幹 夫	平成 27 年 11 月 21 日	令和 4 年 11 月 21 日
委 員	きく ち あ き 希 菊 池 亜 希	平成 31 年 3 月 24 日	—
委 員	えん どう か ず み 遠 藤 か ず み	令和 2 年 10 月 11 日	—
委 員	なん ぶ ひろ あ き 明 南 部 博 明	令和 4 年 3 月 30 日	—

(4) 歴代教育委員長

歴代	年代	氏名	歴代	年代	氏名	歴代	年代	氏名
初代	昭和27年	広田 忠雄	第26代	昭和50年	浜田 忠	第51代	平成11年	金沢 重雄
第2代	昭和28年	広田 忠雄	第27代	昭和51年	川村 博	第52代	平成11年	中田 清久
第3代	昭和29年	竹林 武	第28代	昭和52年	勝目 孝雄	第53代	平成12年	中田 清久
第4代	昭和30年	藤本 戈助	第29代	昭和53年	勝目 孝雄	第54代	平成13年	中田 清久
第5代	昭和31年	鈴木 一	第30代	昭和54年	勝目 孝雄	第55代	平成14年	中田 清久
第6代	昭和31年	平井 頼雄	第31代	昭和54年	勝目 孝雄	第56代	平成15年	嵯峨 義輝
第7代	昭和32年	藤本 戈助	第32代	昭和55年	辰田 詔平	第57代	平成16年	嵯峨 義輝
第8代	昭和33年	広田 忠雄	第33代	昭和56年	辰田 詔平	第58代	平成17年	嵯峨 義輝
第9代	昭和34年	山城文太郎	第34代	昭和57年	辰田 詔平	第59代	平成18年	嵯峨 義輝
第10代	昭和35年	平井 頼雄	第35代	昭和58年	辰田 詔平	第60代	平成19年	沖口 廣久
第11代	昭和36年	佐藤美弥市	第36代	昭和59年	辰田 詔平	第61代	平成19年	嵯峨 義輝
第12代	昭和37年	広田 忠雄	第37代	昭和60年	伊沢 幸子	第62代	平成20年	嵯峨 義輝
第13代	昭和38年	山城文太郎	第38代	昭和61年	伊沢 幸子	第63代	平成20年	中田 清久
第14代	昭和39年	浜田 忠	第39代	昭和62年	伊沢 幸子	第64代	平成21年	大橋 弘道
第15代	昭和40年	松田 耕平	第40代	昭和63年	伊沢 幸子	第65代	平成22年	大橋 弘道
第16代	昭和41年	広田 忠雄	第41代	平成元年	平川 正義	第66代	平成23年	大橋 弘道
第17代	昭和42年	山城文太郎	第42代	平成2年	平川 正義	第67代	平成24年	大橋 弘道
第18代	昭和43年	浜田 忠	第43代	平成3年	坂尾 尚哉	第68代	平成25年	武藏 輝彦
第19代	昭和44年	松田 耕平	第44代	平成4年	坂尾 尚哉	第69代	平成26年	武藏 輝彦
第20代	昭和45年	森本 和男	第45代	平成5年	坂尾 尚哉	第70代	平成27年	武藏 輝彦
第21代	昭和46年	山城文太郎	第46代	平成6年	岡本 正一	第71代	平成28年	武藏 輝彦
第22代	昭和46年	浜田 忠	第47代	平成7年	金沢 重雄			
第23代	昭和47年	川村 博	第48代	平成8年	金沢 重雄			
第24代	昭和48年	勝目 孝雄	第49代	平成9年	金沢 重雄			
第25代	昭和49年	堀 欣哉	第50代	平成10年	金沢 重雄			

※平成28年11月に新制度に移行したため廃止。

(5) 歴代教育長

歴代	氏名	任期
初代	木村 誠教	昭和27年11月～昭和31年4月
第2代	野崎 幸夫	昭和31年10月～昭和43年9月
第3代	成田 虎男	昭和43年11月～昭和55年11月
第4代	石田 義彦	昭和55年11月～平成4年11月
第5代	小山 忠弘	平成4年11月～平成7年3月
第6代	中井 宏	平成7年4月～平成11年12月
第7代	古湊 昌一	平成12年1月～平成14年10月
第8代	堀 敏一	平成15年1月～平成23年7月
第9代	舛 甚和俊	平成23年10月～平成28年11月
第10代	三角 光二	平成28年11月～令和4年11月
第11代	吉永 洋	令和4年11月～現在

(6) 機構と事務分掌

教育委員会事務局機構

(令和5年4月1日現在)



※休業中の職員は除く
 (会) = 会計年度任用職員

2. 各種委員会・審議会委員

(令和5年6月1日現在)

(1) 就学支援委員会委員(任期2年)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、昭和52年に制定され、平成27年に「岩見沢市就学支援委員会規則」として名称変更及び規則の一部が改正された。

就学支援委員会は、児童生徒の特別支援学級の在籍にかかわる判定や、発達に障がいを持つ児童生徒への適切な指導及び必要な支援についての総合的な判断を行っている。

委員は、医学、心理学、教育関係者及び児童福祉関係者のうちから15名を委嘱する。

任期：R5.6.1～R7.5.31

氏名	役職	備考
袖野 実佳	委員長	教育関係者
藤根 美穂	副委員長	医学
大山 祐太	委員	学識経験者
櫻田なおみ	〃	教育関係者
藤田 祐二	〃	〃
小笠原早苗	〃	〃
高橋 諒	〃	〃
大津 方人	〃	〃
神田 妙子	〃	〃
浜谷 直子	〃	〃
長嶋めぐみ	〃	〃
若松 俊明	〃	〃
川野 由佳	〃	児童福祉関係者
大橋 歌織	〃	〃
小野寺美里	〃	〃

(2) 教育研究所運営委員会委員(任期2年)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、昭和34年「岩見沢市立教育研究所設置条例」が制定され、平成19年に教育研究所の新設に伴い条例の全部改正がされた。

教育委員会の諮問に応じ、教育研究所の運営に関する事等について協議することを主な職務としている。

委員は、学校教育、社会教育の関係者及び学識経験者から11名を委嘱する。

任期：R5.5.1～R7.4.30

氏名	役職	備考
山本 理人	委員長	学識経験者
本川 朋一	副委員長	学校教育関係
津嶋 拓慈	委員	学識経験者
室永 雅人	〃	社会教育関係
中川 美愛	〃	〃
大和 勝	〃	〃
杉澤 圭子	〃	〃

岡 嘉彦	〃	〃
石川 晃生	〃	学校教育関係
内田 雅博	〃	〃
内山 貴雅	〃	〃

(3) いじめ問題対策連絡協議会委員(任期2年)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、平成27年に「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が制定された。

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

委員は、岩見沢市立学校長、関係行政機関の職員、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者、岩見沢市立学校の児童生徒の保護者、教育委員会の職員から15名以内を委嘱する。

任期：R5.5.1～R7.4.30

氏名	役職	備考
西村 聡	委員長	市立学校長
松野 岳彦	副委員長	〃
新里 徹	委員	関係行政機関
野田 雅則	〃	〃
佐藤 絵里	〃	〃
高田 良子	〃	児童福祉
藤根 美穂	〃	医療
山谷敬三郎	〃	心理
兼平 晃成	〃	〃
上野 敏哉	〃	福祉
室永 雅人	〃	保護者
石原 学	〃	教育委員会

(4) いじめ問題専門委員会委員(任期2年)

いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年に「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が制定された。

教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関する調査研究及び、重大事態に係る事実関係の調査等を行う。

委員は、教育、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者から5名を委嘱する。

任期：R5.5.1～R7.4.30

氏名	役職	備考
河原 政志	委員長	教育
藤根 美穂	委員	医療
山谷敬三郎	〃	心理
兼平 晃成	〃	心理
上野 敏哉	〃	福祉

(5) 学校給食運営委員会委員（任期2年）

学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、昭和41年「岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例」が制定された。

学校給食の円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じることなどを主な職務としている。

委員は、学校代表、関係行政機関の職員、関係団体の代表、学識経験者から11名を委嘱する。

任期：R4.6.1～R6.5.31

氏名	備考
北澤 治雄	関係団体
遠藤 浩一	〃
高崎 覚	〃
石倉 亮子	〃
中川 美愛	〃
大塚 浩介	〃
大井 美永	関係行政機関
藤田 祐二	学校代表
堀部 健彦	〃
和久あゆみ	〃
近江由香里	〃

(6) 社会教育委員（任期2年）

社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき、昭和25年「岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例」が制定された。

本市の社会教育の振興に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じるほか、青少年教育に関する特定の事項について、関係者に対し助言と指導を与えることなどを主な職務としている。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から15名を委嘱する。

任期：R4.4.1～R6.3.31

氏名	役職	備考
岡 嘉彦	議長	社会教育関係者
今井美智子	副議長	学識経験者
津嶋 拓慈	委員	学校教育関係者
出口 哲也	〃	〃
若松ひとみ	〃	〃
前川 信	〃	社会教育関係者
室永 雅人	〃	〃
佐藤 恭二	〃	学識経験者
有澤 学	〃	〃
小川 恵子	〃	家庭教育関係者
藤田 雅子	〃	〃
須藤 一容	〃	〃
河原栄美子	〃	〃
水上 律子	〃	公募委員
遠田 悠也	〃	〃

(7) スポーツ推進委員（任期2年）

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、平成23年「岩見沢市スポーツ推進委員に関する規則」が制定された。スポーツ推進のため、スポーツの実技に関する指導・助言などを行うことを職務としている。

委員は定数18名以内を委嘱する。

任期：R4.4.1～R6.3.31

氏名	役職	備考
大野 和寛	委員長	団体選出
周田 早苗	副委員長	〃
砂田 雄一	〃	〃
前川 英介	〃	〃
宮野 美紀	委員	〃
相原 良憲	〃	〃
栗田 彰子	〃	〃
渡辺 泰典	〃	〃
芹川 恵利	〃	〃
前田 幸浩	〃	〃
濱 和博	〃	〃
瀬尾 悦郎	〃	〃
辻本 智也	〃	〃
植田 一哉	〃	〃
橋場 竜也	〃	〃
星野 武治	〃	公募委員
三瓶 千夏	〃	〃
遠田 悠也	〃	〃

(8) 文化財保護委員会委員（任期2年）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、昭和42年「岩見沢市文化財保護条例」が制定された。

本市の文化財の保護について教育委員会の諮問に応じることと文化財保護の調査研究、指導、助言などを主な職務としている。

委員は、知識経験者から10名以内を任命する。

任期：R3.10.16～R5.10.15

氏名	役職	備考
尾崎 和男	委員長	知識経験者
土谷 聖一	副委員長	〃
中島 孝子	委員	〃
久保 進	〃	〃
村田 文江	〃	〃
谷本 晃久	〃	〃
近藤 寛	〃	〃
青山 哲夫	〃	〃
平瀬 春吉	〃	公募委員
星野 武治	〃	〃

(9) 市民会館運営委員会委員（任期2年）

岩見沢市民会館条例（平成15年条例第5号）に基づき、会館運営の基本方針や運営のあり方等について協議することを主な職務としている。

委員は、市民の中から14名以内を委嘱する。

任期：R3.10.20～R5.10.19

氏名	役職	備考
高岡いづみ	委員長	社会教育関係者
深田 倫男	副委員長	〃
佐藤 恭二	委員	〃
石原 学	〃	学校教育関係者
野呂 佳生	〃	学識経験者
三橋 純予	〃	〃
片山 義範	〃	〃
小松美枝子	〃	〃
金子 麻奈	〃	〃
佐藤 和子	〃	〃
山方由美子	〃	〃
奏野 智徳	〃	〃
吉田多佳子	〃	公募委員
松田 和男	〃	〃

(10) 青少年問題協議会委員

地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、昭和31年に「岩見沢市青少年問題協議会条例」が制定された。

本市の青少年健全育成に関する施策の立案や、関係行政機関相互の連絡調整を図ることなどを主な職務としている。

委員は、市議会議員（3名以内）、関係行政機関の職員（12名以内）、学識経験者（15名以内）から委嘱する。

氏名	役職	備考
松野 哲	会長	市長
大和 勝	副会長	市議会議員
新井 優也	委員	〃
山田 靖廣	〃	〃
住吉 功成	〃	学校教育部長
永井 亘	〃	健康福祉部長
敷地 理恵	〃	岩見沢児童相談所長
佐藤 絵理	〃	岩見沢警察署生活安全課長
鈴木 涼子	〃	主任家庭裁判所調査官
清水 直子	〃	空知総合振興局保健課健康部くらし・子育て担当部長
家近 昭彦	〃	高等学校長代表
松野 岳彦	〃	中学校長代表
山本あさ子	〃	小学校長代表
室永 雅人	〃	P T A 連 合 会
柿本 有恒	〃	岩見沢青年会議所
西岡 和代	〃	民生委員児童委員協議会
吉田 了子	〃	保護司会
工藤 恒照	〃	地域子ども会育成会連合会
夏井麻衣子	〃	環境浄化モニター
田畑 陽之	〃	生徒指導連絡協議会(高)
柏倉由美子	〃	生徒指導連絡協議会(中)

沢 直宏	〃	生徒指導連絡協議会(小)
佐藤 恭二	〃	社会教育委員

注：学識経験者の任期は令和6年5月31日まで

(11) 子ども・子育て会議委員（任期2年）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、平成25年に「岩見沢市子ども・子育て会議条例」が制定された。

本市における子ども・子育て支援に関する必要な施策やその実施方法等について調査・審議することを主な職務としている。

委員は、学識経験者（3名以内）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（5名以内）、関係行政機関（2名以内）、子どもの保護者（公募・2名以内）から委嘱する。

任期：R3.7.1～R5.6.30

氏名	備考
平野 直己	学識経験者
奥田 知靖	〃
藤根 美徳	〃
小泉 寛州	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
佐藤 善樹	〃
野沢 修一	〃
上野 喜孝	〃
藤田 雅子	〃
北辻 美徳	関係行政機関
大浦 友貴	子どもの保護者
泉 久美子	〃

(12) 図書館協議会委員（任期2年）

図書館法（昭和25年法律第118号）に基づき「岩見沢市立図書館条例」により、図書館協議会が設置された。

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を申し述べることを主な職務としている。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から10名以内を任命する。

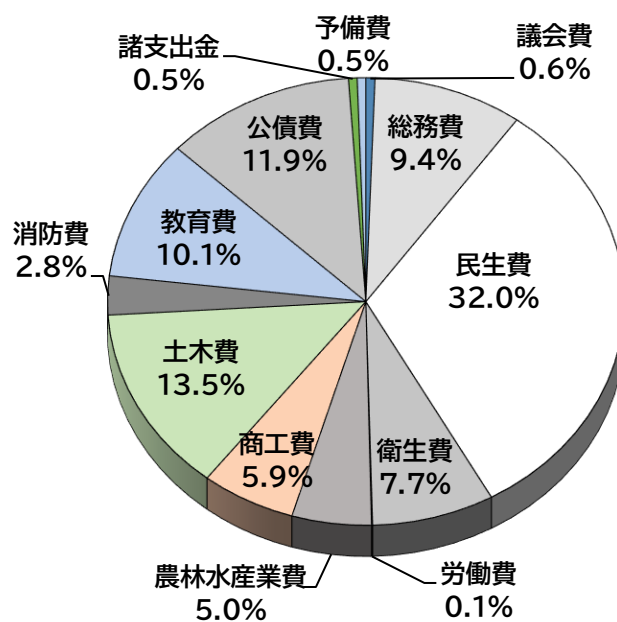
任期：R4.9.1～R6.8.31

氏名	役職	備考
澤口 純一	委員	学校教育関係者
桐渕 則行	〃	〃
吉田 有希	〃	幼児教育関係者
大塚 浩介	〃	社会教育及び家庭教育関係者
岡 嘉彦	〃	〃
須藤 一容	〃	学識経験者
空橋 優美	〃	〃
畑 孝子	〃	〃
古関 亮子	〃	〃
藤田 淳子	〃	〃

3. 教育費予算の状況

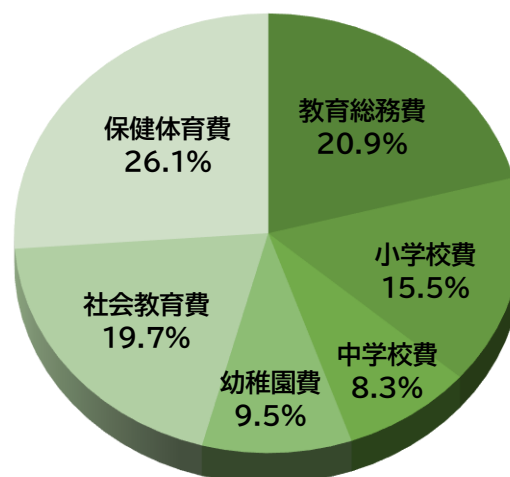
(1) 令和5年度岩見沢市一般会計当初予算の構成

区 分	予算額 (千円)	割合 (%)
議 会 費	264,340	0.6
総 務 費	4,362,547	9.4
民 生 費	14,912,710	32.0
衛 生 費	3,565,298	7.7
労 働 費	31,432	0.1
農 林 水 産 業 費	2,317,481	5.0
商 工 費	2,755,318	5.9
土 木 費	6,295,072	13.5
消 防 費	1,304,881	2.8
教 育 費	4,725,821	10.1
公 債 費	5,562,848	11.9
諸 支 出 金	252,252	0.5
予 備 費	250,000	0.5
合 計	46,600,000	100.0



(2) 令和5年度教育費の内訳

区 分	予算額 (千円)	割合 (%)
教育総務費	988,598	20.9
小学校費	729,302	15.5
中学校費	393,130	8.3
幼稚園費	450,504	9.5
社会教育費	929,399	19.7
保健体育費	1,234,888	26.1
合 計	4,725,821	100.0



(3) 教育予算の推移

年 度	一般会計決算額 (千円)	教育費 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
平成24年度	47,898,336	7,830,593	16.4	61.9
” 25年度	47,781,685	5,087,685	10.7	△ 35.0
” 26年度	52,673,217	4,754,582	9.0	△ 6.5
” 27年度	46,783,012	4,402,050	9.4	△ 7.4
” 28年度	48,490,540	5,248,008	10.8	19.2
” 29年度	52,447,548	7,273,493	13.9	38.6
” 30年度	48,313,927	5,914,088	12.2	△ 18.7
令和元年度	47,643,509	5,011,086	10.5	△ 15.3
” 2年度	59,804,362	4,407,898	7.4	△ 12.0
” 3年度	56,137,787	4,733,557	8.4	7.4
” 4年度(※)	48,400,000	4,423,623	9.1	△ 6.5
” 5年度(※)	46,600,000	4,725,821	10.1	6.8

※但し令和4年度、令和5年度については当初予算額